

建築基準法第 42 条第 1 項第五号に基づく道に関する技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、建築基準法(以下「法」という。)第 42 条第1項第五号に規定する道路の位置の指定(以下「指定道路」という。)について、同法施行令(以下「令」という。)第 144 条の4により新たに築造する道に関する事項及び、令第 144 条の4が施行された昭和 46 年1月1日以前から存在する道(以下「既存通路」という。)に関する事項を定めるものである。

(指定道路の有効幅員)

第2条 指定道路の幅員は、第1図から第3図によるものとし、最小有効幅員4メートルを確保するものとする。ただし、次の各号に掲げるすべての基準に適合する既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

- 一 指定道路の幅員が既存通路の幅員を包含していること。
- 二 指定道路の現況有効幅員が、全区間にわたって有効幅員が 1.8 メートル以上あり、将来的に全区間にわたって有効幅員を 4 メートル以上確保すること。
- 三 指定道路が袋路状の場合(その一端のみが他の道路に接続しているもの)は延長 35 メートル以内、通り抜けている場合(両端が他の道路に接続しているもの)は延長 70 メートル以内であること。ただし、指定時に転回広場を設ける場合であって、全区画にわたって現況有効幅員が 2.7 メートル以上あるものはこの限りでない。

(転回広場)

第3条 令第 144 条の4第1項第一号ハの規定に基づく同号ホの規定による転回広場の設置に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

- 一 昭和 45 年国土交通省告示第 1837 号に規定する小型四輪自動車の大きさは長さ 4.7 メートル、幅 1.7 メートルとし、転回広場の形態については第4図から第 10 図によるものとする。
- 二 指定道路の延長が 50 メートル以下の袋路状道路にあっては、終端又は他の道路に接続する部分から 35 メートルを超える部分のいずれかに設置すればよいものとする。

(階段状の指定道路)

第4条 令第 144 条の4第1項第四号ただし書の規定による、階段状の指定道路の設置に関する基準は、各号に掲げるすべてに該当するもの(第11図参照)とする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

- 一 指定道路の延長は 35 メートル以下であること。
- 二 他の道路に接続する部分は奥行き 1.4 メートル以上の踏込みを設けること。
- 三 階段の構造は次の①から④に掲げるすべてに適合すること。
 - ① コンクリート、石等の堅固で耐久性のある材料を使用すること。
 - ② 階段の蹴上げは、15 センチメートル以下、踏面は 30 センチメートル以上とすること。
 - ③ 高さ3メートルを超える場合にあっては、高さ3メートル以内ごとに踏面 1.4 メートル以上の踊場を設けること。
 - ④ 建築物の敷地から出入口に接する部分には、踏面 1.4 メートル以上の踊場を設けること。ただし、前③に掲げる踊場によって代えることができるものとする。

(すみ切り)

第5条 令第144条の4第1項第二号ただし書の規定による場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 すみ切りが不要な場合

- ① 指定道路が歩道の幅員が2メートル以上ある他の道路に接続する場合(第12図参照)
- ② 前条の規定による場合

二 両側にすみ切りを設けることが困難な場合は、通行の安全上支障のないことを考慮し、片側3メートル×5メートル以上のすみ切りを設ける。(第13図参照)

三 交差、接続又は屈曲によって生ずる隅角が60度未満の場合は、長さ3メートル以上の底辺を持つ二等辺三角形のすみ切りを設けなければならない。(第14図参照)

四 既存通路で、すみ切りが整備されるまでの間、第15図によるカーブミラーを設置するなど、通行の安全上支障がないと認められる場合。ただし、行き止りで延長20メートル以内かつ縦断勾配8パーセント以下の場合は、カーブミラー等の設置は不要とする。

(舗装)

第6条 令第144条の4第1項第三号の規定による指定道路の舗装は、アスファルト舗装、コンクリート舗装等とし、ぬかるみとならない構造とすること。

(縦断勾配)

第7条 令第144条の4第1項第四号ただし書の規定による縦断勾配は、既存通路で、手摺の設置や滑りにくい表面処理を施したものとするなど、避難及び通行の安全上支障がないと認められる場合は、原則として18パーセント以下とすることができるものとする。

(排水施設)

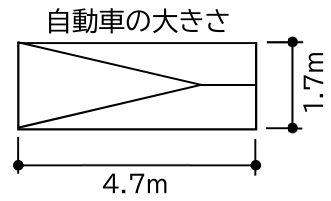
第8条 令第144条の4第1項第五号の規定による、排水施設に関する基準は、各号に掲げるすべての基準に適合するものとする。ただし、既存通路で、既に排水施設が整備されており、現状支障なく排水できる場合はこの限りではない。

- 一 第1図から第3図又は、これに準ずる排水上、耐力上支障のないものとする。
- 二 排水施設は、溢水、滞水及び漏水のおそれのない構造とすること。
- 三 排水施設の端部は、他の有効な排水施設に接続すること。

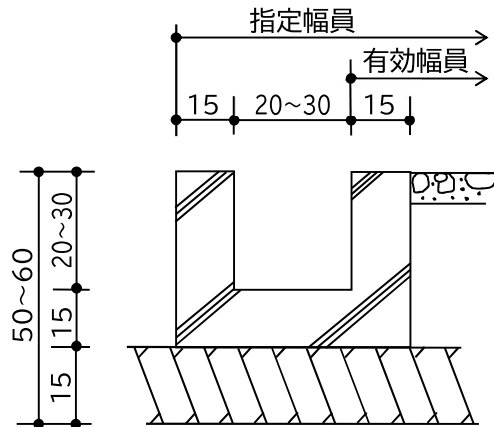
(附則)

この技術基準は、令和7年4月1日から適用し、平成18年技術定基準は同日付けで廃止する。

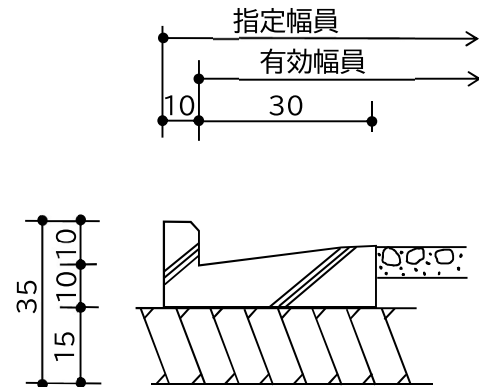
単位:第1図~3図、15図 … センチメートル
第4図~14図 … メートル



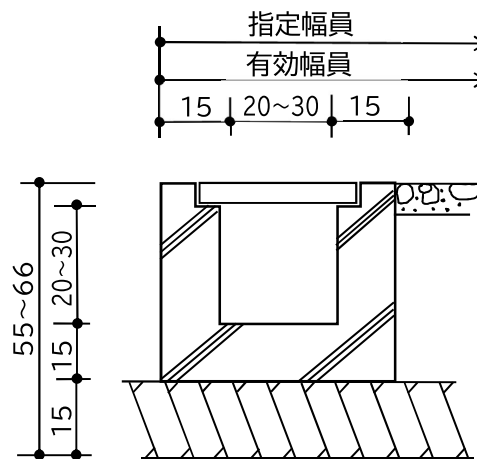
(第1図)



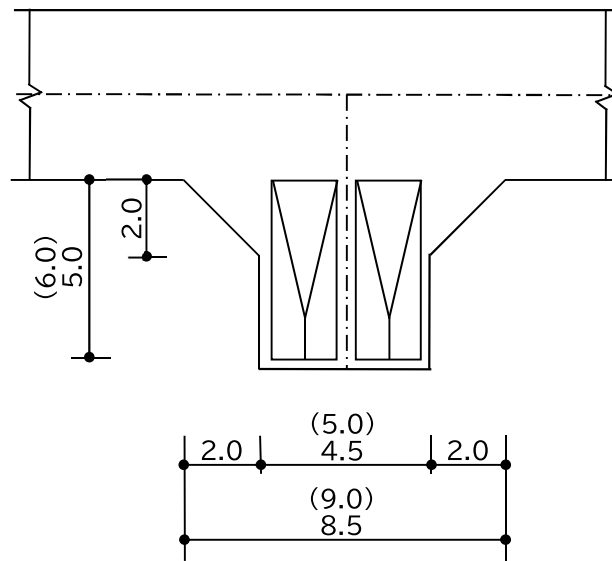
(第2図)



(第3図) 車道用の仕様で蓋掛けをしている場合



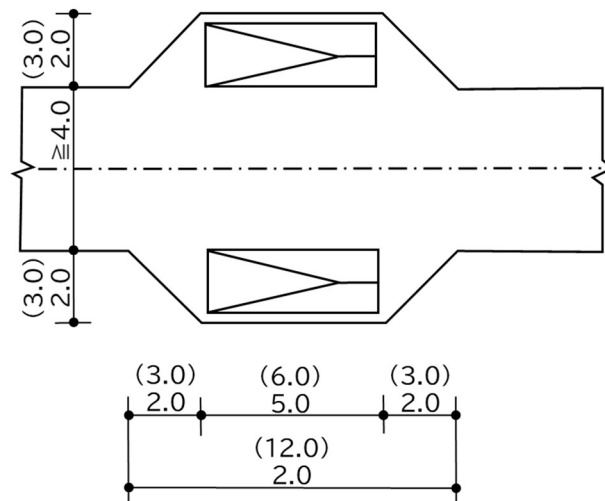
(第 4 図)



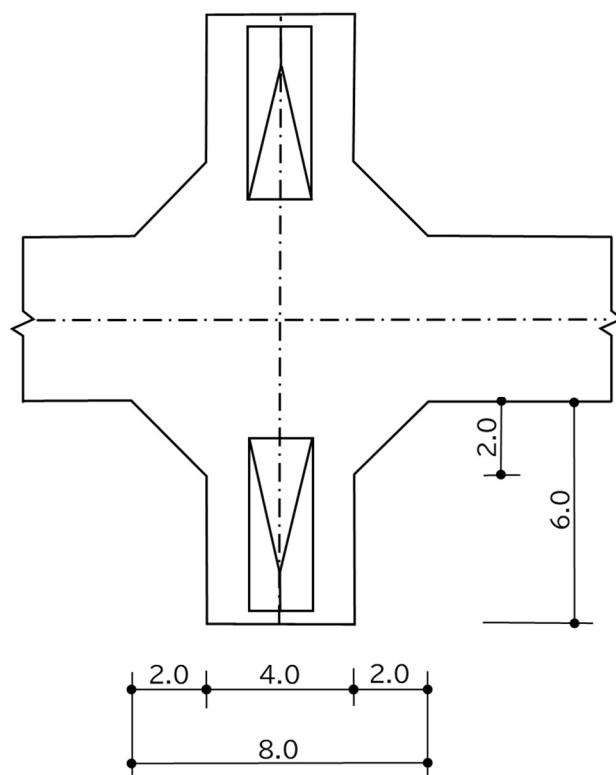
(注) 第4図から第10図までの数値は指定道路幅員が、5.0メートル以上 6.0メートル未満の場合とし、4.0メートル以上 5.0メートル未満の場合は、()書きの数値とする。

(注) 指定延長は、----- で示す中心線の距離で算出すること。

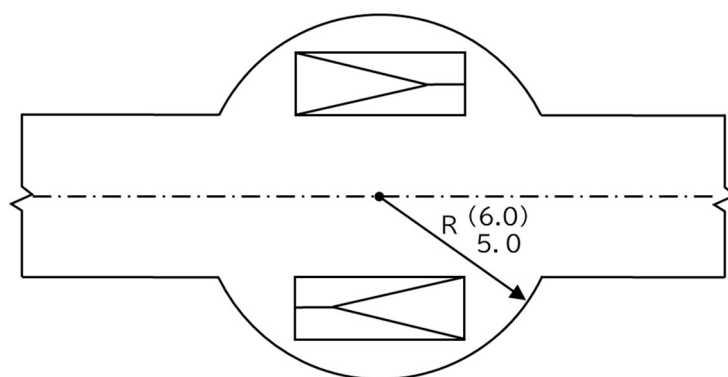
(第 5 図)



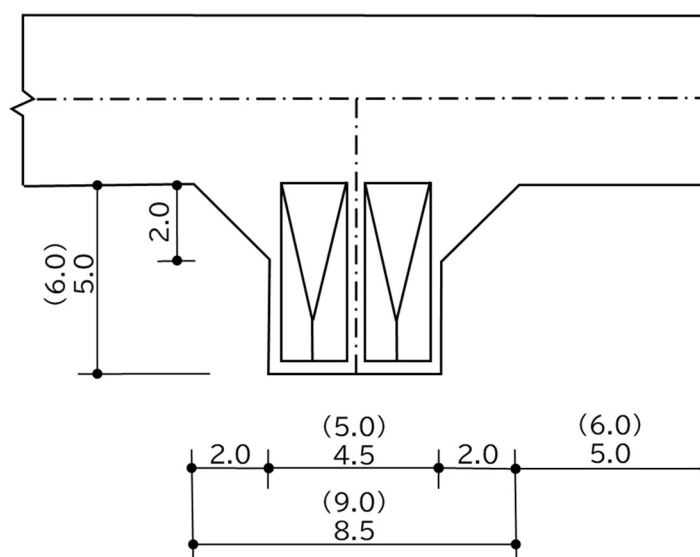
(第 6 図)



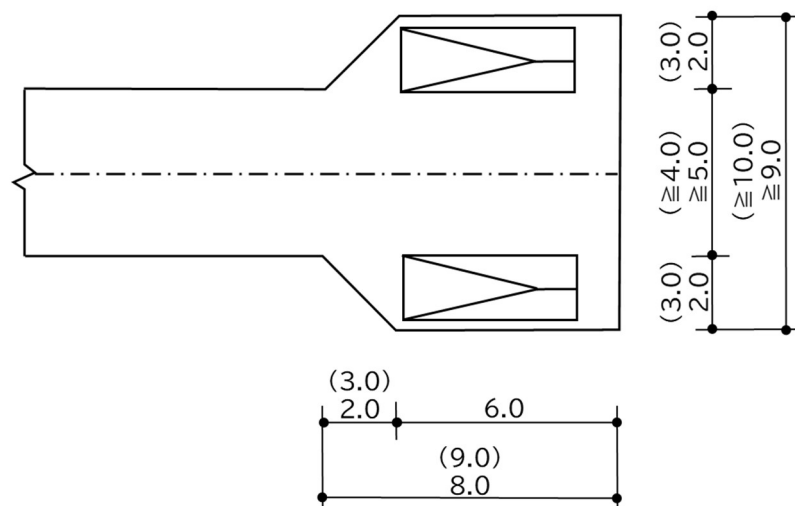
(第 7 図)



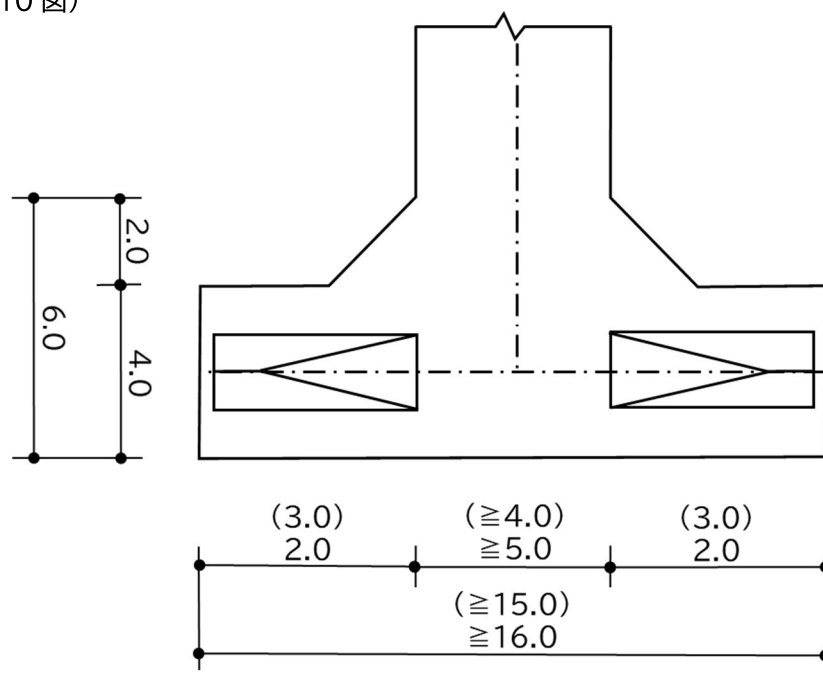
(第 8 図)



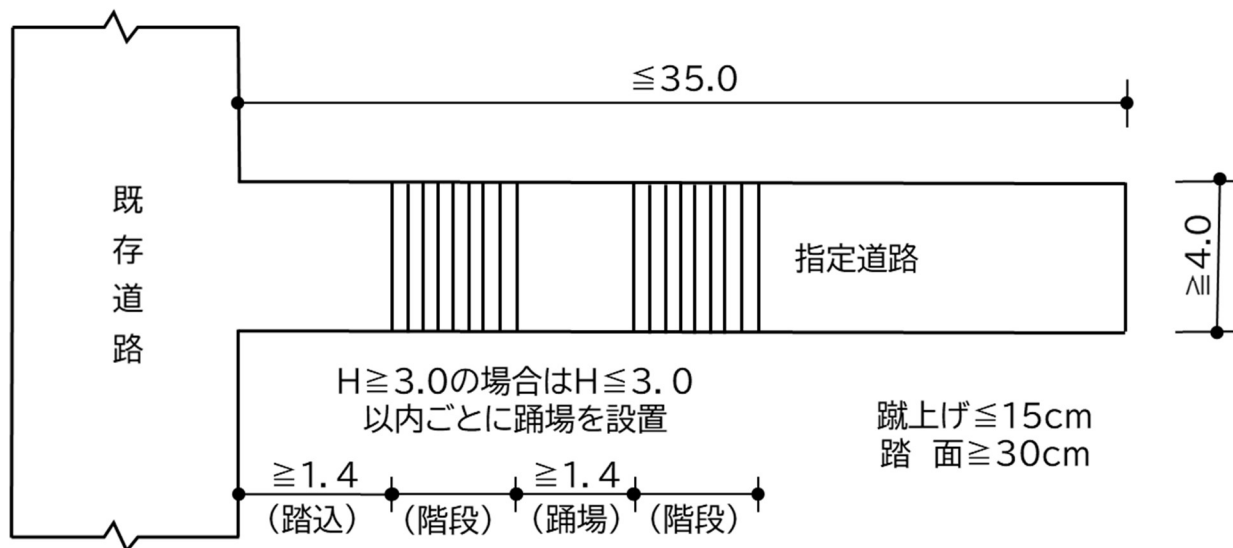
(第 9 図)



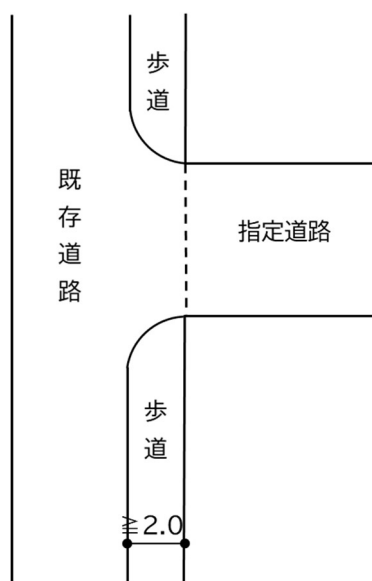
(第 10 図)



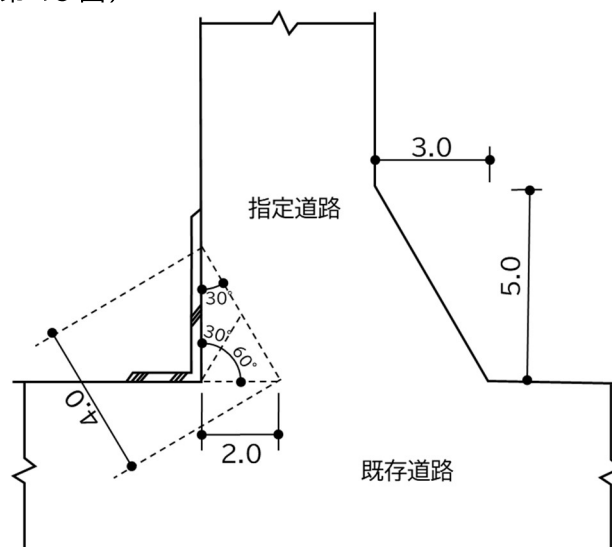
(第 11 図)



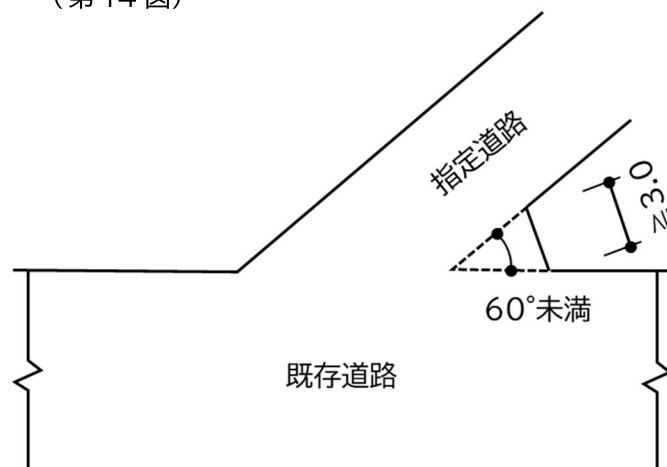
(第 12 図)



(第 13 図)

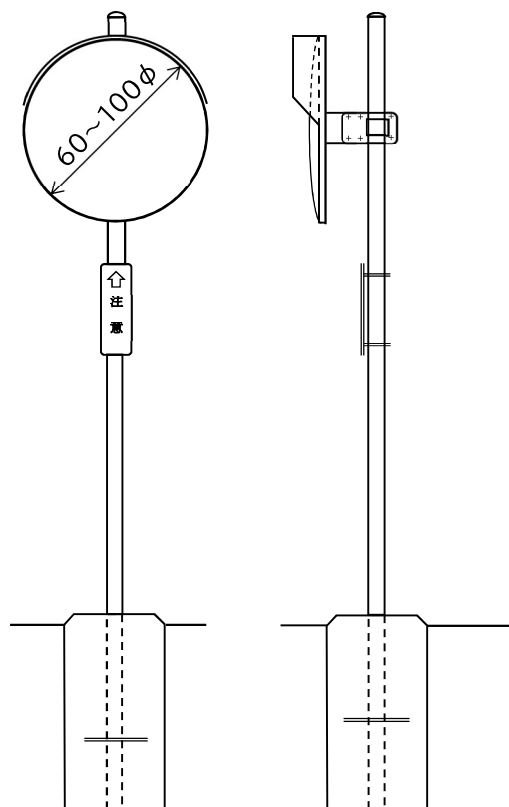


(第 14 図)

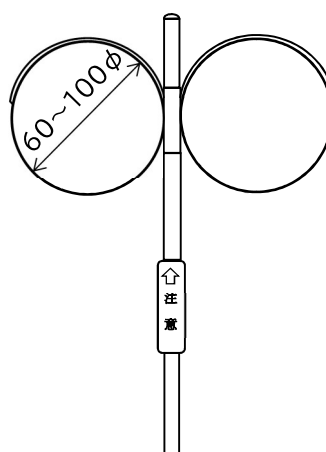


(第15図)

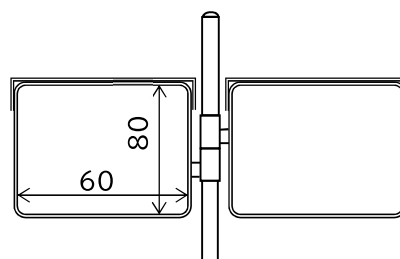
■1面鏡の標準図(ステンレス)



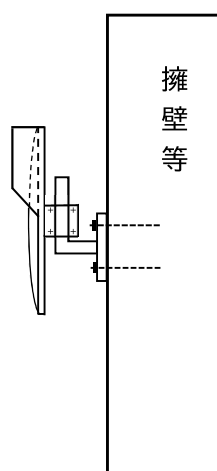
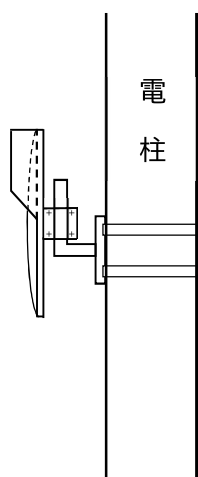
■2面鏡の標準図(ステンレス)



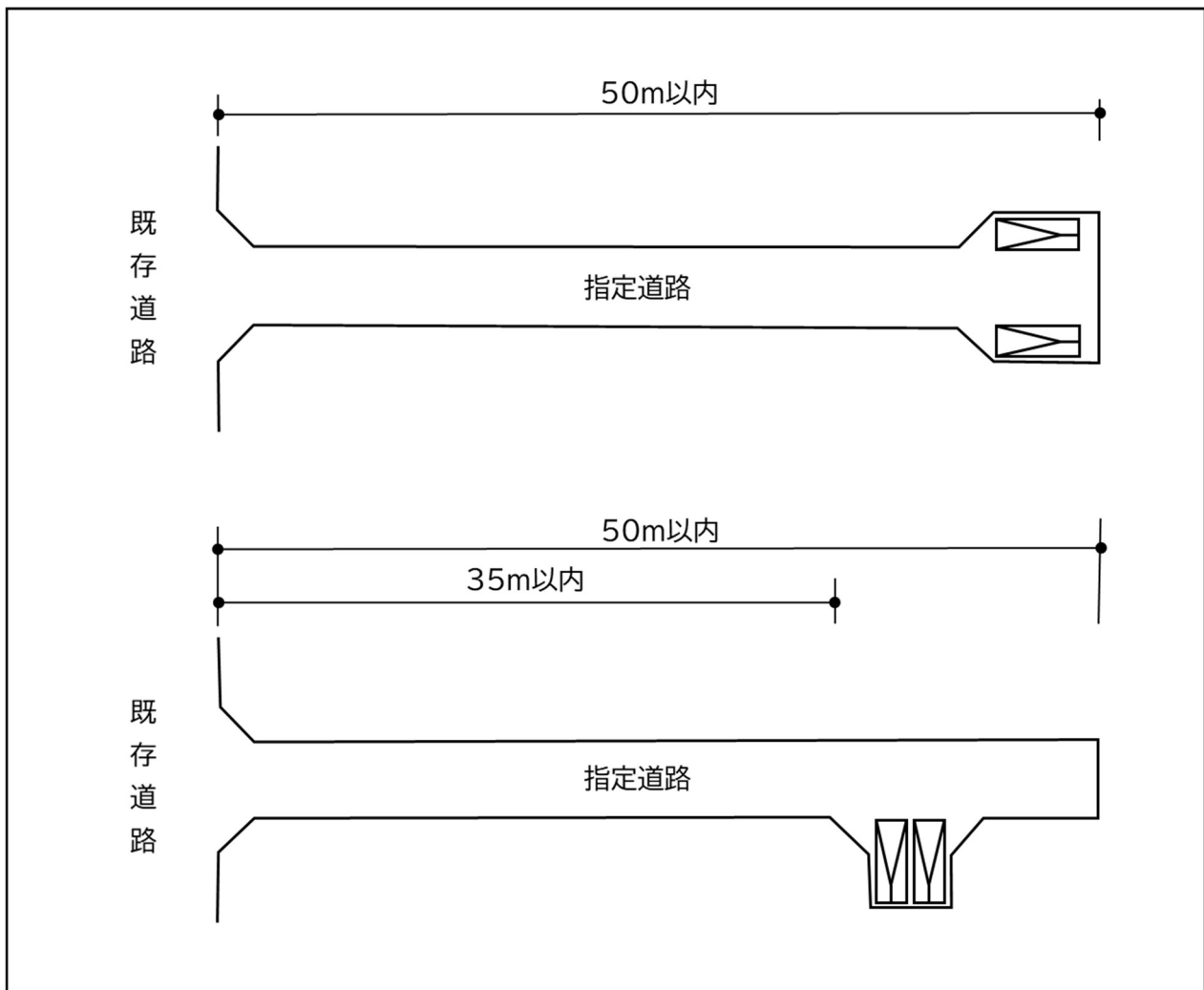
■2面鏡の標準図(アクリル)



■設置イメージ



建築基準法施行令第 144 の4第1項1号ホにより、特定行政庁がに認める転回広場の説明図
 (「建築基準法第 42 条第1項第5号の規定に基づく道に関する技術基準」による)



建築基準法施行令第 144 の4第1項1号ハに定められた基準による転回広場の説明図

